

(結果公表様式)

第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画（改定素案）に対する

パブリックコメントの結果について

1 募集の概要

件名	第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画（改定素案）について
意見の募集期間	令和5年1月6日（金）～令和5年2月5日（日）
意見の受付方法	投書箱への投かん、電子メール、ファックス、郵送、担当窓口へ直接
意見の周知場所	市報とうみ、市ホームページ、市役所本館、市民ラウンジ、総合福祉センター、中央公民館、滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター、北御牧庁舎
結果の公表場所	市ホームページ
提出状況	(1) 提出者数 4人 (2) 提出意見数 60件
実施機関	東御市市民生活部 生活環境課 環境対策係 電話：0268-64-5896 ファックス：0268-63-6908 電子メール：seikan@city.tomi.nagano.jp

2 ご意見の提出状況と対応区分

区分	内容	提出者数	意見数
A	ご意見の趣旨が既に反映されているもの	2	5
B	ご意見を反映させるもの（または修正したもの）	1	12
C	ご意見を反映することはできないが、今後の参考とするもの	4	17
D	ご意見を反映できないもの ・法令等で規定されており、市として実施できないもの ・実施主体が市以外のもの ・市の方針に合わないもの など	1	14
E	その他のご意見（質問、感想等）	1	12
	計	9	60

※第2次地球温暖化対策地域推進計画（改定素案）の内容に直接関係しないご意見等については、区分Eのその他のご意見に集約させていただいております。

※表中の提出者数は、1人で複数の意見を提出している場合があるため、実際の提出者数（4人）と一致しません。

3 ご意見の内容と市の考え方について

※類似の意見については集約し、() にて意見数を表示しております。

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	区分
1	今回の二酸化炭素削減の一環としてプロジェクトを立ち上げてはどうか。	現在、本市では課を横断した脱炭素化事業推進プロジェクトチームを結成しており、本市を脱炭素化するための事業推進を検討しています。	A
2	将来推計及び地球温暖化対策・施策総括表等推計する際に採用した人口・世帯数の推計を掲載すべきである。また、表 3-3 人口・世帯数の推移、図 3-5 人口の推移、図 3-6 世帯数及び一世帯当たり人口の推移について推計を加えるべきである。	いただいたご意見を参考に、「資料 4 温室効果ガス排出量の算定方法」に採用した人口推計値等を記載しました。また、「表 3-3：人口・世帯数の推移」、「図 3-5：人口の推移」に推計値を加えました。「図 3-6 世帯数及び一世帯当たり人口の推移」について、世帯数の推計値はないため、現状のままとします。	B
3	現状趨勢ケースについて、対基準年比で 2019 年度は農林水産業、建設業・鉱業、製造業は減少しているにも関わらず、対現在比で増加するのはなぜか。また、農林水産業、建設業・鉱業がなぜ増加傾向にあるのか。	現状趨勢ケースにおいて、農林水産業、建設業・鉱業、製造業については経済成長率を加味して推計しているため増加となっております。また、将来推計は現状の推計方法と異なることから、「資料 4 温室効果ガス排出量の算定方法」に将来推計方法の記載を追加しました。	B
4	東御市の財産である「森林約 50%」や「稲作、野菜畑約 25%」は太陽光エネルギーからの光合成により二酸化炭素が削減されている。現状をさらに削減するための策を検討してはどうか。	本計画において、二酸化炭素吸収量については森林のみを対象としております。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。	C
5	現状趨勢ケースにおける森林吸収について、「伐採及び伐採後の造林の届出書」の実績に基づき策定すべきである。 (3)	「伐採及び伐採後の造林の届出書」において、すべての伐採や造林等を把握することはできません。そのため森林面積から二酸化炭素吸収量を計算しております。	D

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	区分
6	国の想定している対策について、表 4-2 国の主な地球温暖化対策一覧が掲載されているが、「分類」一括か各「内容」における省エネ技術の進歩や電化率による推計か。(3)	国の想定している対策については、国の主な地球温暖化対策における各部門分野別の省エネ向上率及び電化率の指標及び電気事業連合会の報告書における電気の二酸化炭素排出係数をもとに分類一括で推計しております。	E
7	図 4-2 目標達成に対する削減の考え方と取り組みによる削減の図示において、2025 年、2030 年二酸化炭素排出量は推計であるため説明を記載するべきである。	いただいたご意見を参考に、「図 4-2：目標達成に対する削減の考え方と取り組みによる削減の図示」を変更しました。	B
8	水力発電について、1,000kw 以下のミニ水力発電は可能性として排除するべきではない。また、「流れ込み式」「水路式」により、無駄に捨てられているエネルギーを有効利用するべきである。	いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。	C
9	カーボンニュートラルについて、いくつかの条件を満たさないとカーボンニュートラルは成立しない。植林が行われ、二酸化炭素を吸収する森林が成長していることという仮定を含むカーボンニュートラル論の矛盾について再考し、記載を訂正するべきである。(3)	カーボンニュートラルについては環境省や林野庁のホームページにも掲載されている考え方であるため、本計画では採用しております。	E
10	部門別温室効果ガス排出量について、部門別割合から家庭、運輸の排出量の課題として抽出するのではなく、総量としての排出量課題とすべきである。	いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。	C
11	太陽光発電設備の導入について、発電設備製造などにおける二酸化炭素排出量を記載するべきである。	発電設備製造における二酸化炭素排出量については、製造を行っている自治体または国の製造業部門に含まれております。また、発電設備設置工事に係る二酸化炭素排出量は本市の建設業・鉱業部門に含まれます。	A

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	区分
12	「事業者による太陽光発電設備の導入の促進」の市の取り組み内容について、具体的に景観及び災害防止について適切に指導すると記載をするべきである。	本施策における市の取り組み内容については、適切な指導の中に、景観及び災害防止についての指導も含まれていると考えます。	A
13	1月9日付け信濃毎日新聞に「ドイツで羊を放牧し、その上で太陽光パネルで発電する事業」が掲載されていた。これこそ東御市の温暖化対策の切り札になる事業だと思う。	ご意見いただいた事業は営農型太陽光発電という事業であり、市内では既に3箇所で開催されています。市内で太陽光発電設備を設置する場合のほとんどは住宅屋根に設置されるものか、地面設置のみですが、営農型太陽光発電は、再生可能エネルギーの普及の観点から有効な手段であると考えます。今後の参考にさせていただきます。	C
14	東京都で新築住宅に太陽光発電設備の設置を義務付けたように、東御市でもすべての住宅に太陽光発電設備が設置できれば温暖化対策として最良であるため、太陽光発電設備も補助対象としてもらいたい。	「太陽光発電設備の導入」において、住宅の屋根に太陽光発電設備が設置されるよう推進していくこととしています。また、補助対象については今後の参考にさせていただきます。	C
15	「PPA 事業による住宅用太陽光パネル及び住宅用蓄電池の設置」の市の取り組みについて、PPA 事業を解説用語集へ誘導する工夫があると良い。また、施策「住宅用太陽光パネル及び住宅用蓄電池設置補助金の周知・交付事業」との趣旨の相違について記載するべきである。	資料6 用語集に掲載している用語については用語集へ誘導するよう変更しました。また、いただいたご意見の内容については用語集で解説しています。	B
16	バイオマス・その他再生可能エネルギーの導入促進について、地域を変える持続可能な事業の創出について市の取り組み内容とするべきである。(2)	いただいたご意見を今後の参考にさせていただきます。	C
17	「公共施設への木質バイオマスエネルギー設備の導入促進」について、温泉施設へのバイオマスボイラー導入、暖房用木質ペレットストーブ導入等具体的な導入促進を記載するべきである。	いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。	C

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	区分
18	「住宅用木質バイオマスストーブ設置補助金の交付」について、薪ストーブ導入、ペレットストーブ導入等具体的に記載すべきである。	いただいたご意見を参考に、本施策の市の取り組み内容を変更しました。	B
19	「事業者による再生可能エネルギー設備の導入」について、具体的設備について記載すべきである。	「事業者による再生可能エネルギーの導入促進」について、市の取り組みに風力や地中熱などの記載があります。	A
20	「事業者による再生可能エネルギー設備の導入」について、木質バイオマス発電所の二酸化炭素排出量を記載すべきである。	木質バイオマス発電についてはカーボンニュートラルの観点から二酸化炭素排出量は0として扱っております。	E
21	「住宅用太陽熱高度利用システム設置補助金の交付」について、太陽熱高度利用システム導入促進、事業者育成について市の取り組みとするべきである。	いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。	C
22	「環境にやさしい学校づくりの推進」について、取り組み内容ではハード面を含んでいないため、施策名を「小中学校における環境学習の推進」とするべきである。	本施策の取り組みは多岐にわたるため、施策名は現状のままでよいと考えます。取り組み内容については一部修正しました。	B
23	「市報のペーパーレス化の推進」について、市報発行数が住民基本台帳世帯数ではなく、行政区申告数に基づいていることの問題を解決すべきである。また、高齢者等情報弱者への情報格差の解決について課題とするべきである。(2)	市報については地区公民館をはじめとした公共施設への設置の他、希望する方への配布を行っており、現行の配布方法で問題ないと考えております。市民へ情報は市報だけによらず、市公式ホームページ、SNSやFM放送など様々な媒体を活用しながら行き届かせることが大切であり、高齢者等情報弱者へ伝えやすいツールについて研究を進めます。	E

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	区分
24	「市報のペーパーレス化の推進」について、短期施策目標 0.1 t、長期施策目標 0.3 t の削減評価、効果があるのか。まず「東御市役所の温室効果ガス排出削減の実施」において、身を切る改革を計画に盛り込むべきである。	本施策による削減量は大きくありませんが、小さな取り組みをみんなで行うことが大切であるため施策として追加しました。また、ご指摘いただいた内容を参考に、「東御市役所の温室効果ガス排出削減の実施」における削減量を上方修正しました。	B
25	「オンライン予約・相談の普及」について、どの部門で行い、どのような啓発活動を行うのか。	体育施設等におけるオンライン予約やオンライン法律相談を予定しております。啓発活動は市報、ホームページ、施設掲示等を想定しております。	E
26	「SDGs の推進」について、HP による SDGs ・長野県 SDGs 推進企業登録制度等の周知では、一般的抽象的に過ぎるため、目標及びターゲットに従った施策を採用すべきである。	いただいたご意見を今後の参考にさせていただきます。	C
27	「省エネ建築物の導入促進」について、事業者・市の取り組み内容は、建築物の取り組み内容とはいえない。	いただいたご意見を参考に本施策の事業者・市の取り組み内容を変更しました。	B
28	「省エネ設備の導入促進」について、省エネ設備ではなく、具体的に記載すべきである。	省エネ設備については多岐にわたることから、まとめて記載しています。普及啓発の際に、より細かく記載するなど検討していきます。	C
29	「フードマイレージの少ない食品の利用促進」について、市の取り組み内容に地産地消の供給体制の整備、利用促進の体制の整備を記載すべきである。	いただいたご意見を今後の参考にさせていただきます。	C
30	「エコドライブの推進」について、2018 年度累計参加者の 64 人をどう評価するか疑問があるが、施策目標をどう評価するか、人口減少、運転免許返納増加を加味した推計根拠を記載すべきである。	いただいたご意見を今後の参考にさせていただきます。	C

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	区分
31	「公用車への次世代自動車の導入」について、累計台数に誤りがある。	本施策の目標数値を検証したところ、誤りがありましたので、修正しました。	B
32	「事業者への次世代自動車の導入」について、2018年度市内のLPG車両17台は次世代自動車であるか確認すべきである。	市内のLPG車両17台は次世代自動車であると考えます。	E
33	「電気自動車購入補助金の交付」について、補助累計や削減量に誤りがある。また、按分台数45台、65台について及び按分台数について解説すべきである。	本施策の目標数値を検証したところ、誤りがありましたので、修正しました。また、按分台数についての表記は不要であるため削除しました。	B
34	「駅前レンタサイクルの推進」について、2018年度386人/年とある。基準年度が2019年度による削減量か。	本施策における2018年度386人/年はレンタサイクルの利用者数です。なお、削減量の算定方法は「資料5 温室効果ガス削減量の算定方法」に掲載しております。	E
35	「ノーマイカーデーの推進」について、地球温暖化対策・施策総括表実績状況記載の市役所において毎月第3週をノーマイカーデーとして実施の記載は具体的な取り組みに記載すべきである。また、人口動態を加味すべきである。	いただいたご意見を今後の参考にさせていただきます。	C
36	「里山・森林の保全と管理」について、「森林組合等が所有する民有林における間伐等の管理及び林道の維持管理を行います」とあるが、市か国か所管が不明である。	いただいたご意見を参考に、文章を変更しました。	B
37	東御市の豊かな自然、森林環境の保全のための事業を拡大して雇用の創出による移住や関係人口を増やすことや地元（近隣）森林組合等との連携強化をしたらどうか。	雇用の創出による移住や関係人口を増やすことについては、「東御市まち・ひと・しごと創生 第2期総合戦略」によりお示ししており、今後、地球温暖化対策や環境保全の視点からの施策追加等を検討します。また、森林組合等との連携については、今後の参考にさせていただきます。	C

番号	意見の内容・要旨	市の考え方	区分
38	東御市の今後 50 年、100 年後の森林、里山の姿をこの時期のタイミングで構想立案してはどうか。	森林関係の施策は「環境学習の推進」及び「里山・森林の保全と活用」において設定しております。次の世代を担う子供たちへの森林学習を通して、地球温暖化防止における森林の重要性等を学んでいただくことや森林の整備により二酸化炭素吸収量の維持を想定しております。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。	C
39	「プラスチック削減運動」について、「ごみの発生・排出の抑制」をプラスチック削減で代表してよいか疑問が残る。また、マイバッグ持参でプラスチック削減を代表してよいか、リサイクルシステムの推進など他のプラスチック削減の指標はないか疑問が残る。	本施策については、「ごみの発生・排出の抑制」及び「再使用・再生利用の促進」の各施策と重なる部分がありますが、いただいたご意見を参考に施策の分類を一部変更しました。	B
40	「プラスチック削減運動」について、2018 年度持参率は不明である。	2018 年度持参率は地球温暖化対策・施策総括表にお示ししており、43.4%です。	A
41	「生ごみリサイクルシステムの推進及び適正な運営」、「ごみの減量、分別、再資源化の推進」について、3010 運動は「生ごみリサイクルシステムの推進及び適正な運営」の市民・事業者の取り組み内容ではないか。また、取り組み内容に上田地域広域連合を加えるべきである。	3010 運動についてはごみの減量にかかる取り組みのため、現状のままとします。また、市の取り組み内容に上田地域広域連合を含めることは今後の参考にさせていただきます。	C
42	各施策の目標における推計根拠を記載すべきである。(7)	各施策の目標は、所管課においてこれまでの実績や推移を根拠とし、実現可能な目標かつ上方修正となるよう設定しております。各施策の推計根拠の記載は煩雑となるため、現状のままとします。	D
43	各施策において削減量が計算できない項目があるが、二酸化炭素削減量の推計値を示すべきである。(4)	前提条件が異なることや普及啓発事業等であることから、削減量を計算することができません。	D